

子ども条例(仮称)制定に関して寄せられた 区民等の意見と区の考え方

平成17年7月

目 黒 区

子ども条例(仮称)制定に関する区民等の意見の通数及び項目別意見数

1 意見通数

区議会…1、個人…19、団体…1 合計21

2 項目別意見数

項 目		意見数*	
1	条例全般について		
	(1)条例全体	13	16.3%
	(2)内容・文章の表現	4	5.0%
	(3)条例名称	2	2.5%
	(4)子どもの権利と義務	5	6.3%
	(5)条例制定の意義、背景など(前文に関するを含む)	7	8.8%
	(6)条例の目的、対象など	2	2.5%
	(7)子ども支援と社会の役割など	8	10.0%
2	子どもの権利の啓発と普及	3	3.8%
3	乳幼児の権利と親子支援	5	6.3%
4	子どもの意見表明・参加の支援	7	8.8%
5	子どもの居場所づくりへの支援	3	3.8%
6	子どもからの相談・権利擁護	2	2.5%
7	子ども総合計画と区民との協働	6	7.5%
8	手続き・その他	13	16.3%
総 計		80	100.0%

(*団体等への説明での意見24件を含む)

子ども条例(仮称)制定に関して寄せられた区民等の意見と区の考え方

1 条例全般について

(1)条例全体

連番	意見要旨	条例案づくりに向けた区の考え方
1	目黒区子ども条例が子どもの生きるための理想としてのまさに「憲法」になるような条例になることを願っている。	目黒区の未来を担う子どもたちが元気に過ごせるまちの実現を目指して条例を制定していく考えです。
2	とても良い条例ができるのではと期待している。	
3	子ども条例をつくらないと子育てができないのかなあ、と変な気分。	条例により、子どもの成長にとって大切な環境づくりを中長期的視野で実現していこうと考えています。
4	子どもの権利とあるが、この条例ができたらず子どもをめぐる状況が少しは良くなるのか。現実には効果は少ないと思う。大切なのは子どもが育つ環境をどう整えるかということである。コンビニの店頭でたやすく変な本を手にすることができる。テレビでも子どもに見せたくない番組は多い。おとながはっきりと「ダメ!」と言えることが大切。(社会のありように対して)親はもっと怒らないといけない。	ご指摘のとおり、子どもが健やかに育つ環境づくりは社会全体で取り組む必要があり、例えば都においても青少年健全育成条例を改正し、子どもを有害情報から守るための親・保護者・事業者の対応義務などが明示されたところです。区としまして、条例により、子どもの成長にとって大切な環境づくりを中長期的視野で実現していこうと考えています。
5	子どもの権利条約に依拠し、2回にわたる国連子供の権利委員会の日本政府に対する勧告を生かした条例をぜひ制定してほしい。	答申では、勧告で指摘されたオンブズ制度の導入、人権教育のカリキュラム化などが盛り込まれており、これらを尊重して条例案づくりを行います。
6	なぜ条例にしなければならないのか。条例は使い方でも毒にも薬にもなる。条例という形にしないでも解決していく方法はあると思う。	条例により、子どもの成長にとって大切な環境づくりを中長期的視野で実現していこうと考えています。条例にすることで、区民の合意として、今後の子どもの権利保障のあり方や区の施策、方向性を明らかにすることに意義があると考えます。
7	条例についてもプランについても、子どもを中心に考えていきたい。子どものしあわせのために、早急に条例を制定してほしい。	11月議会への提案を目指して条例案づくりを進めます。
8	子どもの権利を守る条例の制定はたいへんいいことなので、早く実現してほしい。	11月議会への提案を目指して条例案づくりを進めます。
9	子ども条例制定のための答申が言っていることは間違っていない。問題はそれをどう運用していくかだ。学校や児童館活動を通して教えることはもちろん、親同士が子どもたちの周りを固めて、つながりあえる関係をつくるのが環境をよくしていくのではないかな。	条例制定が子どもとともにつくる豊かな地域社会の形成に寄与することが大切であると考えています。

10	「素案」と比べ、内容が整い、子どもの権利がより明確に述べられているように思う。これから検討される条文は、「児童の権利に関する条約」の趣旨を踏まえたものであることが最も大切である。その基本を最大限生かした条例になることを心から期待している。目黒で制定される条例が子どもの権利を保障し、守る立場のものとして、これから生まれるであろう他地域の条例にとって先進的な役割を果たせるものになるよう願っている。	ご意見の趣旨に沿って条例案づくりを行います。
11	(次のことを必ず盛り込んでほしい) ①第8の3段目。「子どもの権利学習は…継続的になされるよう求められます。」 ②第10「親保護者による虐待・体罰は…許されません。」 ③第11の3行目「子どもが苦痛を感じたときは…仕組みが施設内に確保されることが必要です。」④p7 5乳幼児の権利と親子支援、第13乳幼児の権利と親・保護者の役割 全文 ⑤第15の2段目「乳幼児期の子育て、…負担感の軽減を図ることが必要です。」 ⑥第18の1段目「区は、子どもに関する計画・施策を策定する際に、…意見を聞くよう努めます。」	いただいたご意見は答申の内容ですので、趣旨は尊重しながら条例案としては、簡潔に整理していきます。施策レベルの内容については、総合計画の中で検討していきます。
12	区民会議答申が「児童の権利に関する条約」の趣旨をふまえ、「子どもの権利保障」を基本にしていることに意を強くする。答申の中の子どもの健やかな成長のための4つの柱を踏まえた条例が作られることを期待している。	ご意見の趣旨に沿って条例案づくりを行います。
13	子どもの権利を守ることだが、子どもの権利を阻害するものは何であると考えているのか。そこが明確にされていないので漠然としている。	子どもへの権利侵害として、いじめ、体罰、虐待などを想定しています。権利侵害を防ぐ観点からも子どもの権利を正しく認識することが必要であり、その意味での普及・啓発が大切だと考えています。

(2)内容・文章の表現

連番	意見要旨	条例案づくりに向けた区の考え方
14	子どもが読んで理解できる条例にすること。	ご意見の趣旨に沿って条例案づくりを行います。
15	条例をより深く理解するために、答申に書かれている内容など、解説をきちんと付けること。	条例づくりに合わせて解説を作成する予定です。
16	全体としてわかりにくい。もう少しポイントを端的に、分かりやすく伝えてほしい。どうしたら子どもや親に具体的に伝えることができるのかをもっと考えてほしい。	わかりやすい条例となるよう努めるとともに、条例制定後に周知用パンフレットを作成する予定であり、その中でご意見の趣旨にそってすすめていきます。
17	一般に広めるには分かりやすいことばで。親が飛びつくような内容であるといい。	わかりやすい条例となるよう努めるとともに、条例制定後に周知用パンフレットを作成する予定であり、その中でご意見の趣旨にそってすすめていきます。

(3) 条例名称

連番	意見要旨	条例案づくりに向けた区の考え方
18	条例の中身を表すために、名称は「目黒区子ども権利条例」とすること。	答申の中で複数提案をいただいております。条例の目的や内容にふさわしいものとしていきます。
19	子どもたちに豊かな育ちを保障するためには、「子育て」の環境を奪ってきたおとな(行政を含めた)の責任を明確にしなければならない。その意味で、名称を工夫する必要がある。「子ども条例」では子どもにしか関係がないと誤解を受ける心配がある。サブタイトルに「子どもへの責任」というような表現を加えてみてはどうか。	答申の中で複数提案をいただいております。条例の目的や内容にふさわしいものとしていきます。

(4) 子どもの権利と義務

連番	意見要旨	条例案づくりに向けた区の考え方
20	子どもが置かれている状況を必ずしも多くの大人が理解しているとはいえない。「義務を行使しなければ、権利は守られない」と。しかし、インフォームドコンセント＝「患者の知る権利」に対する義務が「医者の説明する義務」であるように、子どもの権利を保障するのは、大人の義務であることは答申でも書かれているとおりである。	答申の趣旨を尊重した考え方で整理していきます。
21	「子どもの権利」が、子どもに権力を特別に与えるように考え、それなら義務も明記すべきだという意見があるようだが、そうではないということをおとなが十分理解する必要がある。その意味で、「子どもの権利の啓発と普及」は「条例」の有無に関わらず重要である。	子どもの権利と義務の関係に多様なご意見があることも確かであり、そうした意味から子ども権利を正しく理解してもらうための普及・啓発が重要と考えています。
22	中間まとめ時点の区民意見募集では、子どもに義務を課すべきという趣旨の意見が出されているが、これは子どもの権利条約を正しく理解していない意見である。区や区民会議はきちんと反論を行い、子どもの権利条約が真に意図するところについて啓蒙・普及を行って欲しい。	子どもの権利と義務の関係に多様なご意見があることも確かであり、そうした意味から子ども権利を正しく理解してもらうための普及・啓発が重要と考えています。
23	中間報告の際の区民意見で、権利と義務についての意見があり、義務とは子どもの権利をおとなが守ること、と確認している。これがこの答申の根幹にある。ここをくずさないことを子どもの条例を考える区民会議でも話している。	答申の趣旨を尊重した考え方で整理していきます。
24	答申は、子どもの権利に関する条約に依拠した考え方であり、これを現実の中で守っていくというものであるので賛成したい。また、子どもの権利を保障するのはおとなの義務である、という考え方を堅持することについて改めてお願いしたい。	答申の趣旨を尊重した考え方で整理していきます。

(5) 条例制定の意義、背景など(前文に関することを含む)

連番	意見要旨	条例案づくりに向けた区の考え方
25	「児童の権利に関する条約」の精神に基づいて、答申の前文に書かれた内容を条例にきちんと盛り込むこと。	答申を尊重しながら、誰にもわかりやすく、簡潔に、条例制定の決意や必要性を盛り込んでいきます。
26	答申に、「子どもは…生き抜いていく力をもっています」とあるが、もともと持っているというより、成長の中で獲得されていくものだと思う。今の社会では、子どもが生きる力を獲得していくことがむずかしい社会になっていて、獲得できるよう支援すること、また獲得できるような社会に変えていくことが求められていると思う。	答申では、子どもが生まれながらにこうした力を持っているということを積極的にとらえたものですが、ご指摘のとおりこうした力をさらに培うための子どもへの成長支援も大切と考えます。
27	次のことを必ず盛り込んでほしい。(前文に書かれている事柄はどれも大切。特に下記の内容については重視してほしい。) 1) ①の2段目『『児童の権利に関する条約』に基づき、…支援を促進していきます』 2) ③の4行目「子どもの意思や自己表現、…おとなも成長していくことが大切です」 3) ④の2段目の2行目「子どもの権利を保障するのはおとなの義務であり、…営まれなければなりません」 4) ⑥の7行目「そのような状況下で、親・保護者が孤立し、…適切な支援を行うことが必要です」	答申を尊重しながら、誰にもわかりやすく、簡潔に、条例制定の決意や必要性を盛り込んでいきます。
28	⑤子どもの意見の尊重に下記のことを追加してほしい。「子どもは、身振り手振りも含め、いつでも、どこでも、誰にでも自由に意見が言える環境を保障され、その意見は尊重されなければなりません。そして大人はそれに応え、納得のいく説明をする義務があります。(尊重することと、言いなりになることとは違います。)子どもはありのままを受けとめてくれた大人との間に信頼関係を築いてゆきます。このような人間関係は心の発達には欠かせない重要なものです。家庭や地域・学校・保育所・学童保育クラブ・児童館など子どもが生活するすべての場(民間も含めて)で保障されることが重要です。」	答申を尊重しながら、誰にもわかりやすく、簡潔に、条例制定の決意や必要性を盛り込んでいきます。
29	条約の「子どもの最善の利益」とは、子ども一般に対するものではなく、「その子、その場での最善の利益」を考えようという重い内容を含んだものである。また、生物学的にみれば、親と子も遺伝的に異なった個体である。この精神を前文に反映できないものかと思う。	答申を尊重しながら、誰にもわかりやすく、簡潔に、条例制定の決意や必要性を盛り込んでいきます。

30	・児童の権利条約を批准した国の一覧を示してから、「国際基準」を口にするがよい。批准国をみれば、その程度のもとと判明する。 ・ユニセフが地方自治体にも働きかけている、というが、それがどうしたのか。国家主権を無視するものである。国法もないのに、「国際機関」を上位機関のように規定して、気ままに条例をつくるのは、主権侵害である。 ・「子どもの権利について、この条例の制定と実施を通して広く区民議論を起こし、一層の理解を深めることも重要」というのは、本末転倒である。制定の前に十分な区民議論が必要なのである。まず審議会で勝手に決めて、それから区の金を使って「啓蒙」しようというのは、思い上がりも甚だしい。	・平成17年4月現在、192の国や地域が批准・加入・承継しています。 ・条約も憲法を頂点とした法体系の中に位置づけられていると考えています。 ・「子どもの条例を考える区民会議」の中間報告、今回の答申時とパブリックコメントを実施して制定過程での住民参加に努めています。さらに、条例制定も重要ですが、その後の普及・啓発も重要であると認識しています。
31	答申の前文からは条例になったときのイメージがもてない。	答申を尊重しながら、誰にもわかりやすく、簡潔に、条例制定の決意や必要性を盛り込んでいきます。

(6) 条例の目的、対象など

連番	意見要旨	条例案づくりに向けた区の考え方
32	この条例の対象は子どもであるが、全体的な枠組みとしてはおとなが生き方を変えらるということであるし、区の職員の意識にも関わることで理解している。	ご指摘のとおり、条例制定により子どもの権利を保障していくおとなや行政の役割がますます重要となると考えています。
33	子どもの最善の利益というが、子どもは一人ひとりが違う存在なので、ひとくくりにはできない。	現実的には、個々による対応が大切ですが、条例では一般的、原則的なあり方として示すことが必要と考えます。

(7) 子ども支援と社会の役割など

連番	意見要旨	条例案づくりに向けた区の考え方
34	私の子どもが卒園した私立幼稚園では障害児も受け入れている。そのせいか、子どもも障害に対する偏見を持つことなく、仲間として成長した。障害児向け専門教育も重要だが、障害児が普通校で学ぶと周りの健常児に与える良い影響が大きい。答申の「子育て」という言葉はすばらしい。そこに子供同士の育ちあいを広く障害児等も含めていただけるといいと思う。	子育ての環境づくりはご指摘のような取り組みによって子どもの自主性や社会性を育むことで行われるものと考えております。
35	子どもは大人社会に翻弄される存在。経済効率主義の流れのもと、保育施設の子どもに及ぼす影響の検証もなく、施設・人的条件の十分な改善もないまま保護者ニーズ優先で保育時間の拡大等が先行していく現状に不安を禁じえない。子どもが健やかに育つには家庭・行政・社会の連携が欠かせない。	答申に掲げられたとおり、子どもの権利保障は行政、地域、家庭の社会全体の連携と責任のもとで行われるべきものと考えます。

36	今回の条例づくりで対象者は健常児だけなのか。障害児も含めてということなら、次の問題について検討いただきたい。①鷹番小学校つくし学級は、産休代替による職員配置により、障害児教育の知識をもつ職員が3名のうち1名のみとなっている。現状では子どもの成長上のニーズは何も尊重されない。②知的障害児は一人で学校へ通うことができないにもかかわらず、通学への援助がない。義務教育ですら、障害児の場合はきちんと受けられるシステムが確立されていない。今本当に必要なのは、全ての子供がきちんとした教員や指導者のもとで教育を受けることではないのだろうか。そのことが、子供が人間的に成長する上で最も大切なことだと思う。	条例は、18歳未満のすべての子どもを対象とするものです。 ① 障害のある子どもたちが通う学級の教員配置については、専門性をもつ教員が配属されるよう、都には、申し入れを行っています。また補助員の配置については、児童生徒の人数、障害の状況により、目黒区の心身障害学級全体で調整して配置しています。 ② 通学時の送迎については、これまでも保護者の方々のご理解をもとにすすめておりますが、今後、地域の方々やボランティアも方の協力も含め、検討していく課題であると考えます。
37	・児童は保護育成の対象である。保護育成した後は本人の責任であることを徹底すること、保護育成のやり方を誤らないことが肝心である。 ・答申は、少年事件について、少年自身や保護者の責任を免除することで被害者の人権を侵害し、区民を侮辱するものとなっている。 ・虐待は犯罪である。体罰は教育である。この二つを同列におくことは、詐欺的手法である。 ・自分らしく生きる権利、とは何のことか不明である。自分らしさとは大人でもなかなか分からないものである。この権利によって出来ることは何か、を区民に明らかにすべきである。	・児童の健全育成は子どもが成長して責任ある社会の一員となるために行われるべきものと考えています。 ・法に触れた少年については、法に基づいた責任を負うものであり、条例によりこれを免除するという考えはありません。 ・体罰は学校教育法において禁止されています。 ・自分らしくというのは身勝手、わがままでいいということではなく、ひとりひとりの個性が尊重され、また考えることの自由が尊重されているということです。
38	青い紙(こども向け概要版)に、乳幼児の権利のところで、「自分が大切にされていると実感すること」とあるが、これは赤ちゃんだけに言えることではない。基本的には全年齢に通じていることで、それが生かされるようにしてほしい。	ご指摘のとおり成長の権利はすべての子どもに保障されるべきものですが、答申では、特に自分を表現することが難しく、人権侵害を受けやすい乳幼児期にこの権利を強調することが示されており、この考え方を尊重していくとともに、子ども全体の成長の権利も考慮していきます。
39	この条例の制定で子ども観が変換していくことを期待している。子どもがいかにストレスを抱えて生きているのかをわかってほしい。	条例を制定した後の伝え方が重要であると認識しています。具体的な方法は今後パンフレットの作成時に検討していきますが、家庭の中でも実践していけるようなものを示していきたいと考えています。
40	一般的に、日本は子どもの自己肯定感が低いといわれている。そういう中で疎外感を感じたり、非行、ひきこもり、不登校などの問題が起きているのではないか。社会的問題も背景にはあるが、おとなが自己肯定感をもてるようになれば、と期待している。	条例制定により、子どもの自主性や社会性を育む等子育ちの環境づくりが進む中で、子どもの自己肯定感が高まることを期待しています。
41	虐待・体罰の禁止はもちろんだが、DVでも子どもは精神的なダメージを受ける。家庭や家族支援という位置づけをきちんと考えていかないと現状改善はできない。今後、条例や計画の中できちんと位置づけてほしい。	答申では子どもの人権侵害の予防の観点からも親子支援の重要性が示されています。家庭や家族といった面的な支援としてとらえることも重要と考えており、ご意見の趣旨も踏まえながら条例案づくりを行います。

2. 子どもの権利の啓発と普及

連番	意見要旨	条例案づくりに向けた区の考え方
42	私の子どもは障害があり、学校から学童保育クラブまで一人で通うことが困難である。今年3月までは送迎にかかる手当が支給されていたが、4月からなくなった。子ども条例で子どもの人権や安全などについて言っているが、障害をもつ子どもの通所はどう保障してくれるのか。条例制定は机上のきれいごとではないか。	これまで、学童保育クラブへの通所につきましては、「自力通所」を原則としてお願いをしてきました。今後、地域の方々やボランティアの方の協力を含め検討課題として受け止めてまいります。
43	区内の私立学校へも働きかけを行うのか。	区内の私立幼稚園、小学校、中学校、高校でも条例に基づき、子どもの権利が保障されるように働きかけていくことが必要と考えています。
44	パンフレットも大切だが、何をどうしていけばいいのか、現場に携わる者への研修等をしてほしい。いかにみんなに周知していくのか、総合的なシステムをつくってほしい。	現場で子どもと係わる職員への研修の重要性は認識しています。普及・啓発に関する事業と合わせて、今後検討していきます。

3. 乳幼児の権利と親子支援

連番	意見要旨	条例案づくりに向けた区の考え方
45	・育児は、保護者が親近者と相談しながら試行錯誤を重ねて行うものである。何でも区に依存するような弱い保護者では子供を育て上げるなど無理であろう。「子どもの気持ちに近づいて支えることのできる職員を養成・配置」などといったどこまで保護者を保護すれば十分なのか。	本来ならば親族や近隣の付き合いといった地域で自然に行われていた子育て機能の低下が子育て不安や負担感の増大を招く大きな要因と考えており、これを補完していく意味でも行政の支援が必要と考えています。
46	子どもは、親・保護者から理解され、心から受け入れられた安心感で、人を信頼する心・自尊心を育むことができる。それぞれの家庭の親・保護者によってその気持ちを十分に育まれるよう、支援する体制が望まれる。大人の都合で、乳幼児が長時間家庭から隔離されるような状況は好ましくない。就労状況を緩和し、出来るだけ家庭での安心できる親子関係の環境づくりを支援することが大切。また、私立幼稚園へ通わせる親への経済的支援を望む。保育園に預けている人のみが恩恵を預かる現在の仕組みは不平等。区立幼稚園・私立区立保育園への補助金額と私立幼稚園へのそれとの格差も不平等である。	ご意見の前段については、ご趣旨にそって、条例案づくりをすすめていきます。就労状況の緩和については、働き方の見直しなど事業者の協力が不可欠であり、区としても啓発に努めていきます。子育てへの経済的支援のあり方及び格差については、財政状況や費用対効果などに鑑み、今後も検討していく課題であると考えます。
47	乳幼児の権利を考えるより、親の義務を考えるべきだ。	子どもの成長の権利をとらえた上で、これを保障する親・保護者の義務が大切であると考えます。
48	個々の子どもたちの権利や権利擁護については、以前から意識して保育している。条例化をきっかけに、もう一度、体罰(言葉の暴力を含めて)などについても考えていきたい。幼稚園では、お母さんたちが抱える不安を軽減できるよう、よきアドバイザーでありたいと思い日々子どもや保護者と接している。	今後もぜひご協力をお願いします。

49	答申にあるようなことをこれからやっというというのは当然のこと。私立幼稚園という立場から見ると、区政において子どもの権利が認められているか、子どもの権利を平等に享受しているかという、否である。幼稚園については、公立・私立の区別なく同じように予算が割り振られるべきである。条例の精神をどうプランに反映させていくかということが大切。本当の意味でみんなが平等になるようにプランを立ててほしい。一人あたりにかかる予算の差の是正に条例が生きてくれればいいと思う。	子育てへの経済的支援のあり方及び格差については、財政状況や費用対効果などに鑑み、今後も検討していく課題であると考えます。
----	--	---

4 子どもの意見表明・参加の支援

連番	意見要旨	条例案づくりに向けた区の考え方
50	子どもにとって学校生活が満たされたものになっているのか疑問に思う出来事があった。一方的に押さえつけて学ばせることが教育ではない。一年生だって、どう勉強を教えて欲しいかを選択する余地が欲しい。子どもたちが希望した形を構築できると、自主性を重んじた、子どもにとって環境のよい学校になると思う。 子どもの居場所作りにおいての居場所、学校、公園、児童館、地域の町が子どもの意見によって改善されることもあると思う。遊具の老朽化、建物の老朽化、職員のあり方、それぞれを子どもに、もし、こうだったらと自由に語らせて意見を出させてみたい。	答申にも示されたとおり、学校も含めて子どもが自己の生活に影響のあるあらゆる場でその意見が年齢や発達に応じて尊重されることが大切と考えます。これを基本に条例案づくりを行います。
51	おとなは、子どもたちが豊かな21世紀を送れるように犠牲を払うべきで、おとなの考えを押し付け、型にはめることがあってはならない。その意味で「子どもの意見表明・参加の支援」を大事にして、子どもからも学ぶ姿勢が重要。	答申にも示されたとおり、学校も含めて子どもが自己の生活に影響のあるあらゆる場でその意見が年齢や発達に応じて尊重されることが大切と考えます。これを基本に条例案づくりを行います。
52	現在の教育の中で(学校の)欠けている部分に目を向けて、子どもたちの心をより動かし、子供自身が考えようとする力を伸ばすような、人材や場所の提供をお願いしたい。そのことが、子供自身が意見をだしたり自分らしく生きたり、安心して生きることにつながると思う。	学校も含めて、子どもが利用する施設で子どもの権利が保障されることは重要であり、条例上も明示することが必要と考えています。
53	子どもの権利条約の真髄は、意見表明権である。それは単なる参加ではない。以下を含んだものにして欲しい。 ①身振り手振りも含めていつでもどこでも思いや願いが表明できる。 ②表明された願いや思いは尊重されなければならない。尊重とは、表明に対して応答してくれる相手がいるということ。 ③こうしたやりとりの中で、子どもは相手と安心と信頼の人間関係を結ぶことができる。 ④このような人間関係の中ではじめて成長・発達できる。 ⑤安心と信頼の人間関係のなかで、子どもは自分が大切にされていると実感できるし、相手を大切にしたいと願うようになる。 ⑥これは子どもをありのままに認めることであり、人間の尊重につながる。	答申にも示されたとおり、学校も含めて子どもが自己の生活に影響のあるあらゆる場でその意見が年齢や発達に応じて尊重されることが大切と考えます。これを基本に条例案づくりを行います。

54	子どもの意見反映、参加とあるが、例えば「子どもスマイルプランⅡ」をつくるときには子どもの意見を聞いていくということか。また、意見を言うからにはその言葉に責任を持ちなさい、ということでもあるのか。	例えば「めぐろ子どもスマイルプランⅡ」については、ご意見のとおり策定過程への子どもの参加が必要になると考えます。子どもの意見をきいて、これを斟酌して判断していくのはおとなの責任と考えています。
55	人との関係を自覚しないうちに権利の主張ばかりするようになっては、過保護になるばかりだと思う。	子どもは弱い存在で人権を侵害されやすいからこそその権利をきちんと認識することが必要と考えます。これを基本に子どもの成長支援を行うことが大切であり、わがままや過保護を助長する考えではありません。
56	子どもの意見表明は大切。学校ではあまり実現されていないのではないか。子どもは学校で一日の大半を過ごす、本当に居心地のいい場所になっているのか考えられているのだろうか。おとなの勝手な判断で物事を進めても、意味のないものになる。	答申にも示されたとおり、学校も含めて子どもが自己の生活に影響のあるあらゆる場でその意見が年齢や発達に応じて尊重されることが大切と考えます。これを基本に条例案づくりを行います。

5. 子どもの居場所づくりへの支援

連番	意見要旨	条例案づくりに向けた区の考え方
57	18歳から20歳代の青年を対象とした「ユースリーダー」を組織化して、小学生の高学年から高校生世代の居場所づくりへのサポートや相談への対応にあたってもらうのがよいと思う。「ユースリーダー」を公募し、集まった人を対象とした研修等を行うことが必要。ニート問題などを見ても明らかなおと、人生を左右する決断をする重要な時期である中高校生世代へのサポートは学校や地域の大人（親世代）だけでは困難である。	子どもの身近な場所での居場所づくりを基本に条例案づくりを行います。具体的な事業については、子ども総合計画の策定において検討します。
58	・ありのままの自分、を受け入れてもらえる居場所にいつまでいられるのだろうか。ありのままの自分＝自分らしく生きている自分であるなら、自分らしく生きる権利の実現とは、社会全体が、ありのままの自分、を受け入れなくてはならないのではないか。 ・児童が施設を運営することはできない。運営責任を負えないからである。運営責任を負わない運営はゴッソにすぎない。そのようなゴッソに区が付き合う余地があるなら、増税するな。	・子どもが将来責任ある社会の一員となるために、子どもの成長期には自分らしくのびのび生きられるよう支援していくことが必要と考えます。 ・施設運営の方法や内容に子どもの意見やアイデアを求めることにより、参加を促していくということです。
59	居場所の保障について、5月から子どもへの学校開放が午前3時間、午後3時間となくなってしまった。区の姿勢として一本筋のとおりたこととして欲しい。	・児童の放課後対策については、今年度検討委員会を設置してそのあり方を検討していきます。

6 子どもからの相談・権利擁護

連番	意見要旨	条例案づくりに向けた区の考え方
60	生徒間のトラブルや先生への不満、保護者からではないが、虐待を受けている子どもたちの声を吸い上げる。親でも先生でも医者でもない相手との対話。普段、親から見えない場所での子どもの意見や悩みや希望を受け止めて聞いてあげられる存在のあり方。 子どもたちにはまだまだ見えない弊害がたくさんある。それは大人が一見してもわからないけれど、子どもの視点で見れば素直に流れ出る言葉もあるかもしれない。 子どもが子どもらしく、大人に我慢を強いられる事なく、生きられるための条例を作って欲しい。	ご意見の趣旨は答申第25、26に示されており、子どもが安心して相談できる場の確保や権利擁護委員制度(仮称)の設置を基本に条例案づくりを行います。
61	いじめ、虐待、体罰といった直接的な人権侵害を真正面で捉えないと根本的な解決にならない。十分な働きかけをおこなってほしい。	ご意見の趣旨は答申第25、26に示されており、子どもが安心して相談できる場の確保や権利擁護委員制度(仮称)の設置を基本に条例案づくりを行います。

7 子ども総合計画と区民との協働

連番	意見要旨	条例案づくりに向けた区の考え方
62	子どもの医療サービスを受ける権利として、医療費助成をぜひ検討していただきたい。	「めぐろ子どもスマイルプランⅠ」に定めたように、子どもへの経済的支援として、18年1月から小学生の入院費助成を実施していきます。
63	目黒区は乳幼児の医療費は区が負担しているが、他の区では小学生の医療費も負担しているところもある。ぜひ目黒区もそのようにしていただければ、安心して病院へ行き、早期の治療が可能となり、元気で学校生活、家庭生活が送れるようになると思う。	「めぐろ子どもスマイルプランⅠ」に定めたように、子どもへの経済的支援として、18年1月から小学生の入院費助成を実施していきます。
64	「子育て」「協働」などの表現があるが、区の本来の公的責任を放棄しないようにしてほしい。子どもの権利を推進できるような大人側の条件整備は行政の責任である。特に区が設置、関与する施設では責任を果たして欲しい。	子どもの権利保障、子育ての環境づくりは公的な責任だけで実現できるものでなく、区民、事業者なども含めて地域社会全体の責任において行われるべきと考えます。
65	息子(小2年)が意見を送りたいというので、母代筆で送らせてもらった。①虫が大好きなのに、虫が沢山いる安全な場所が少ない。空き地のような場所を沢山作って草を自生させ、虫とりができれば嬉しい。②川が汚い。おたまじゃくしや魚がいる川を復活させて欲しい。③公園の中で小動物を飼い、子どもと動物が触れ合えるスペースを作って欲しい。 母親としては、やはり学校から帰ってから子どもが遊べる場所の少なさを痛感している。学童の子たちといろいろな遊びをしながら5時くらいまで安全に遊べるような仕組みを是非つくっていただきたい。	答申21、22に示されたように、子どもの身近な場での居場所の確保を基本に条例案づくりを行います。具体的な内容や事業については、子ども総合計画あるいは公園整備事業の中でご意見を参考に検討していきます。 子どもが放課後も安全に過ごせる居場所づくりに向けて、今年度検討委員会を設置して検討していきます。
66	予防接種をすることは義務ではなく、個人(保護者)の自由である。「予防接種をしない自由」があることを子供の権利として条約の中で宣言すべきである。	予防接種法において、被接種者等の責務として定められている事項については、それに従うべきと考えます。

67	赤ちゃんも眠りたくないのに、おとなにとっては眠っていてもらわないと困る場面もある。保育園では、もっと余裕のある部屋や人的配置が必要。お散歩ももっとゆっくり行きたいと思っている子どももいると思うが、時間に追われているのが現実。今回の条例制定で建前だけでも実現してくれれば、というところである。	保育の現場で子どもの権利保障、子どもの最善の利益を第一に考えることが求められますが、現実の支援としては一定の条件や枠の中で実現に努めることが必要と考えます。
----	---	--

8 手続き・その他

連番	意見要旨	条例案づくりに向けた区の考え方
68	区民会議答申が単なる参考意見として扱われることのないよう、区議会は、条例化にあたり十分に尊重されることを願っている。	区議会事務局へ伝えます。
69	条例案が案文化された段階で必ず区民の意見を聞く場を広く数多く設定していただきたい。	条例案は議会で審議されるものなので、前段階として条例の基本的考え方をとりまとめ、パブリックコメントを実施していきます。
70	条例を実効性のあるものにしていくには、多くの住民が参加して議論を重ね、理解していくことが大切。残念ながら、この間の経過を見ても住民参加が少なく、関心が薄い状況である。行政の責任として、条例を策定する過程においても、議論していく場を設け、多くの区民、住区住民会議や町会、子どもの関係者などに参加を働きかけてほしい。	「子どもの条例を考える区民会議」の中間報告、答申時と2回にわたり、パブリックコメントの機会を設定しました。この過程で説明会の実施や団体の集まりの場での説明なども行ってきました。その他昨年度は人権フォーラムや講演会の実施により啓発に努めてきたところです。
71	条例作成において、答申内容とその主旨が異なる場合は、議会に提案する前に再度区民意見を求めてほしい。	条例案は議会で審議されるものなので、前段階として条例の基本的考え方をとりまとめ、パブリックコメントを実施していきます。
72	条例をつくるにあたり、もっと専門家の意見を取り入れて欲しい。校長経験者が専門家だとは思えない。きちんと人選をしていただきたい。	区長の私的諮問機関である「子どもの条例を考える区民会議」委員には、教育や児童福祉を専門とする学識経験者や弁護士も参加しています。また、委員には現場の学校長も参加して、答申としてまとめられたものであり、専門家の意見も十分取り入れられた内容と認識しています。
73	条例ができて子どもをとりまく現状が目に見えてよくなることを期待している。理念条例だからといって絵に描いた餅にならないよう、実効性のあるものにしてほしい。条例制定後の検証やフォローアップについてもきめ細かく行って欲しい。	ご意見の趣旨は答申第27～29に示されており、条例の実効性を担保する仕組みとしての総合計画の策定を基本に条例案づくりを行います。
74	・本答申は、ある(〇〇〇〇)集団による権力機構づくりのための企画趣意書である。区民参加の実態はない。 ・子育て支援部長は、最後の「区民会議」席上、<これからパブリックコメントでいろいろ意見があると思うが答申の趣旨を踏まえて条例をつくり、年度内には上程したい>と言っていたが、これはパブリックコメントで寄せられた意見を無視するということで、この姿勢は許せない。	・「子どもの条例を考える区民会議」は公募区民7名も含めた区民参加の審議会であり、その答申と考えています。 ・パブリックコメントで寄せられた意見も参考にしながら条例案づくりを行っていくという意味です。

75	「児童の権利に関する条約」に基づき、独自の子ども条例を制定することに大いに賛成。区民の方々にこの条例制定にあたっての意識がもっと根付くことが大切。今後ある種の啓蒙活動とこの条例がきちんと効力を発揮しているかの定期的な検証をお願いしたい。また、子どもの権利を守るためにも、各種子育て支援に関する事業の運営に必要な予算と人員の確保について、きちんと位置づけていただきたい。	ご意見の趣旨は答申第27～29に示されており、条例の実効性を担保する仕組みとしての総合計画の策定を基本に条例案づくりを行います。
76	条例違反者に罰則はあるのか。罰則なしで理念の浸透が図れるのか。	罰則については答申の中でも提案されておらず、区としても効果的な普及・啓発を通して条例の理念を浸透していきたいと考えています。
77	今、子どもの権利擁護プログラムとして様々な取り組みがなされているが、その多くは外国で構築されたもので、必ずしも日本の現実合っていないものも多い。	他自治体での取組状況や目黒区の他分野での類似制度を参考に、目黒区の実情にあった制度となるよう検討していきます。
78	条例ができたらどうなるのか、何がどう変わるのか、そのためにどう推進していくのかがわかるようにしてほしい。	条例により、子どもが元気にいきいきと過ごせる環境づくりを中長期的視野で実現していこうと考えています。
79	条例を作っても校門の中へは入っていかないなどと言われることもあるが、条例制定の実効性はどうか。また違反者に罰則はあるのか。	答申にも示されたように、学校も含め児童館、保育園など子どもが利用する施設での子どもの権利保障が大切と考えています。罰則については答申の中でも提案されておらず、区としても効果的な普及・啓発を通して条例の理念を浸透していきたいと考えています。
80	今後の議会での審議が気になる。子どものためにと考えていても、子どもにとって負担になるような条例にならないか。答申から中身が変わってしまうなら、作らないほうがいいのかとも思う。	区としては答申を尊重しながら寄せられた区民意見を参考として条例案を作成し、提案していきます。